

神戸市口座振込情報通知サービス仕様書

1. 目的

神戸市（以下、「甲」という。）から債権者へ口座振込を行う際の手数料が有償化されたことを踏まえ、今後は振込件数が多い債権者への振込を集約し、手数料の節減を図ることとした。これに伴い、債権者へ振込内容の内訳を通知する必要があることから、当該通知を行うためのクラウドサービスを調達する（以下、クラウドサービス提供者を「乙」という）。

2. 名称

本調達においては、上記クラウドサービスの名称を「神戸市口座振込情報通知サービス」（以下、「本サービス」という。）とする。

3. 利用期間等

(1) 環境設定期間

①当初環境設定

契約締結日から令和6年12月27日（金）までに必要な環境設定を完了すること。

②データ連携に係る環境設定

契約締結日から令和7年3月31日（月）までに必要な環境設定を完了すること。

(2) 利用期間

データ連携による利用の開始後は、原則として当該方法によることを想定しているが、引き続き手動によるアップロードも可能であること。

①手動データアップロードによる利用期間

令和7年1月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

②データ連携による利用期間

令和7年4月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

※上記にかかわらず、甲乙ともにデータ連携に係る環境設定の準備が整った場合、乙は甲の指示に従い、データ連携の運用を開始するものとする。

4. サービスの要件（概要）

(1) 甲が財務会計システムから出力した振込内訳データを本サービスにアップロードすることで、債権者は乙のWebサイトから口座振込内容の内訳を閲覧できること。

(2) 振込内訳データを本サービスへアップロードする方法は、以下のいずれにも対応できること。

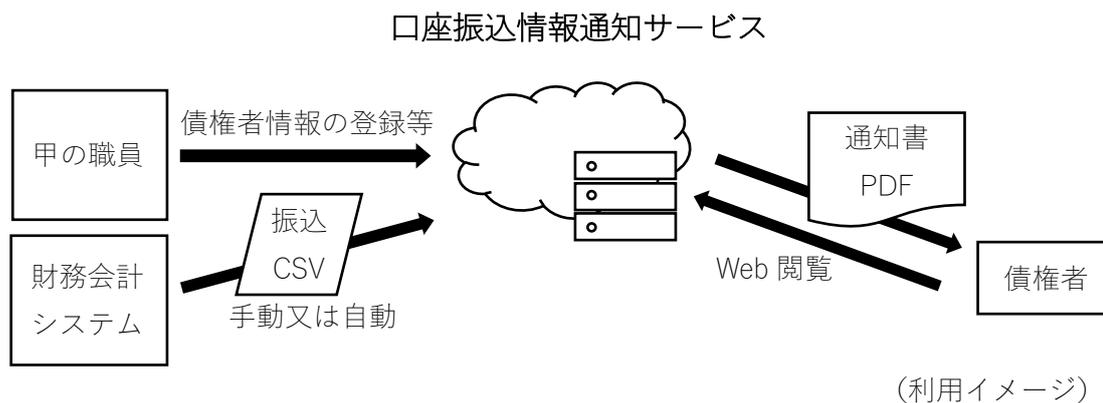
①手動

甲が乙のWebサイトへアクセスして手動で行う。

②データ連携

甲の財務会計システムから乙の管理するサーバーへデータを連携し、自動的に本サービスへ反映する。

- (3) 甲が本サービスの利用を開始するにあたり、操作方法の説明等、必要な支援を行うとともに、利用期間中の問い合わせ対応を行うこと。



5. サービスの要件 (詳細)

(1) サービス提供時間

- ・原則、24 時間 365 日とする。ただし、システムメンテナンス等のための時間を除く。

(2) 振込情報 (通知書) の項目

少なくとも以下の項目を取り扱うことができること。

- ・債権者の番号 (キー)
- ・債権者 (会社) 名
- ・振込日
- ・振込元所属
- ・振込金額
- ・口座情報 (銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義)
- ・摘要 (請求書番号等を想定)

(3) 振込情報の閲覧

- ・債権者は、インターネットを経由し、Web サイト上で自身の情報のみを閲覧可能であること。また、PDF ファイルの通知書形式でダウンロード可能であること。
- ・債権者は、ID (またはメールアドレス) 及びパスワードで本サービスにログインできること。また、ID 及びパスワードの変更ができること。
- ・振込情報は、振込日ごとに表示できること。
- ・振込情報は、直近 12 か月分以上を表示できること。
- ・以下の OS 及びブラウザからの動作を保証すること。

- ・OS : Windows、Mac OS
- ・ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safari
(OS・ブラウザ共に原則として最新版を想定)

(4) 振込情報の反映

- ・甲の財務会計システムから出力した振込情報 (CSV ファイル) を本サービスへ手動または自動でアップロードできること。
- ・手動でアップロードする場合、甲が本サービスの Web サイトから操作できること。
- ・自動でアップロードする場合、甲の財務会計システムから本サービスのサーバーヘッダーを送信するため、本サービスへ自動で反映すること。送信する際の通信プロトコルは FTPS または SFTP とする。
- ・振込情報の公開 (通知) 日を指定して事前に登録ができること。
- ・振込情報が反映されたタイミングでメールによる通知を希望する債権者に通知が行えること。

(5) 管理・設定

- ・債権者が本サービスを利用するにあたり必要な債権者の情報を甲が Web サイトから登録できること (甲が仮登録を行い、本サービスを通じて債権者へ通知後、債権者が本登録を行う方法でも構わない)。
- ・アップロード等を行う管理画面へのアクセスについては、甲のネットワークからの接続のみを許可するよう制御すること。

(6) 問合せ対応等

- ・利用開始にあたり必要な事項 (債権者の登録方法、画面の操作方法等) について、マニュアル等の資料を準備したうえで、甲に対し少なくとも 1 回の説明を行うこと。
- ・甲からの問い合わせに随時対応すること。

(7) その他

- ・データは定期的 (1 回以上/日) にバックアップすること。
- ・利用期間中に本サービスのバージョンアップがあった場合、(有料のオプション機能等を除き) 原則無償で新しいバージョンを利用できるようにすること。
- ・本業務について、疑義の生じた事項又は本仕様書等に定めのない事項については、神戸市契約規則その他関係の法令によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

6. セキュリティに関する要件

- ・インターネット回線 (TLS 通信) の利用にあたっては、TLS 1.2 以上を使用すること。
- ・IP アドレス制限、多要素認証等、WAF (Web Application Firewall) や FW (ファイアウォール) の設置等を施すこと。
- ・本サービス上のユーザー所有データ (バックアップデータを含む。) の所在地が日本

国内に限定できること。

- 本サービス提供事業の実施場所（事務所、運用場所）（地域（リージョン）が特定できるようにすること）を情報提供すること。提供にあたっては文書にて内容を確約すること。
- 準拠法、裁判管轄を国内に指定できること。
- データセンターは、日本データセンター協会が制定するデータセンターファシリティスタンダードのティア3相当の基準を満たした設備とすること。
- 本サービス提供業務の遂行のために提供する情報（契約等の手続に付随して乙が知りうる利用者情報等）を、本サービス提供業務の遂行目的外で利用しないこと。情報の目的外利用の禁止に対する遵守（義務）の表明をすること。
- 本サービス提供を行う組織若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、本市の意図しない変更が加えられないための管理体制について提示すること。
- 情報セキュリティインシデントが発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための対処方法（対処手順、責任分界、対処体制等）について提示すること。
- 障害や情報セキュリティインシデントの発生、監査結果等によって、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められた場合の対処（改善の実施等）方法について提示すること。
- 機密性の高いデータ等については、暗号化等によって蓄積・伝送データを保護できること。
- 本サービス上におけるアクセスログ等の証跡に係る保存期間について、1年間以上の保存が可能であること。その手法について提示すること。
- 本サービス上の脆弱性を発見する方法があり、実施可能であること。その手法について提示すること。
- 通信内容を監視する等により、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知できること。
- 機器に異常があった場合、検知できること。また、機器を死活監視し、停止した場合、検知できること。
- データの取り扱いについて、権限管理及びアクセス制御ができること。
- 保守端末は、認証管理、持出管理、施錠管理、ログ管理等によりセキュリティを確保していること。
- データを消去する際は、ISO27001に準拠してデータを復元できないように電子的に完全に消去又は廃棄すること。また、データを消去又は廃棄した証明書を提示すること。なお、ISO27001にデータ消去が未規定の場合、サービス終了までに規定し、認証を受けること。ただし、法令の規定を踏まえ、本サービス上にデータを引き続き保管する場合は、この限りではない。